

第24 相殺

1 相殺禁止の意思表示

(相殺の要件等)

第505条

- 1 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。

(改正前民法505条)

- 1 改正法1項と同じ
- 2 前項の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

本条2項は相殺禁止の意思表示を対抗するためには、第三者が悪意である必要はなく、善意でも重大な過失があれば足りることとした(本条1項は、改正前505条1項を維持)。

また、第三者の主観的要件について、これまで誰が主張立証責任を負うのが必ずしも明確ではなかったが、債権譲渡における譲渡禁止特約の場合と同様に相殺禁止の意思表示の効力を主張する者が、第三者の悪意・重過失を主張立証すべきこととしたものである。

2 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止

(不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第509条

次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

(1) 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務

(2) 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務(前号に掲げるものを除く。)

(改正前民法509条)

債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

(破産法253条1項二号)

免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

(1) 本条1号は、相殺をもって債権者に対抗することができない受働債権の範囲を、「悪意」による不法行為に基づく損害賠償請求権に限定した。これは、改正前同条が不法行為全般について相殺禁止を認める旨の規定をしていた点を改めたものである。

(2) また、本条(2)号は、人の生命又は身体の損害に基づく損害賠償請求権を

受働債権とする相殺を債権者に対抗できない旨規定した。その損害賠償請求権は不法行為債権に限られない。

ただし、債権者が、「悪意」による不法行為に基づく損害賠償に係る債務あるいは人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償に係る債務のいずれについても、その債務にかかる債権を他人（不法行為の被害者ないしその承継人）から取得したものであるときには、相殺は禁止されず、これを受働債権とする相殺が許されることになる（本条ただし書）。

3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺

（差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止）

第511条

- 1 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

（改正前民法511条）

支払の差止めを受けた第三債務者は、その後取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができない。

（破産法67条1項）

破産債権者は、破産手続開始の時ににおいて破産者に対して債務を負担するときは、破産手続によらないで、相殺をすることができる。

本条1項は、上記の無制限説の採用を明らかにしたものである。そして、相殺による対抗ができない場合のみを定めた従来の規定に加え、相殺による対抗ができる場合を規定することにより、相殺による対抗ができることを原則とする趣旨を明確にした。

また、上記の破産法との整合性の観点から、本条2項は、差押えを受けた債権の第三債務者が、差押え後に債権を取得した場合であっても、その取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときには、原則としてその債権による相殺をもって差押債権者に対抗できることとした。

4 相殺の充当

（相殺の充当）

第512条

- 1 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかったときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。
- 2 前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであって、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。
 - (1) 債権者が数個の債務を負担するとき（次号に規定する場合を除く。）は、第488条（同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当）第4項第2号から第4号までの規定を準用する。

(2) 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第489条（元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当）の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前条」とあるのは、「前条第4項第2号から第4号まで」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を準用する。

（改正前民法512条）

第488条から第491条までの規定は、相殺について準用する。

本条は、判例を明文化したものである。ただ、次のとおり、若干注意が必要である。

まず、当事者間において別段の合意がある場合を除き、相殺適状が生じた順番で相殺の対象となる。そして、これにより相殺の対象が定まった後の充当関係は法定充当となる。そのため、指定充当の規定（改正法488条1項及び2項）は準用されないのであり、改正前民法512条と異なる。

また、同時に相殺適状にある債権が複数ある場合には、まずそのすべての債権における費用、次にそのすべての債権における利息の順に充当され、最後に元本に充当されることとなる。